

平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第7項の規定に基づき平成28年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

平成28年度財政援助団体等監査結果報告書に基づく措置状況の公表について

シルバー人材センター

指摘事項・内容	
(1) 出納事務について	
① 契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。	
A 契約期間中において、代表者名が変更されているが、変更届等が確認出来なかった。なお、自動継続の契約となっている為、契約期間終了後は自動継続ではなく再度、契約書を作成されるのが望ましいと思われる。	
・土地建物賃貸契約 1,000,000円	
原因	
認識不足によるものと思われます。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
今後は契約期間中の代表者変更の際には変更届を提出するようにします。また、自動継続の契約ではなく、契約期間満了後は再度契約書を取り交わすようにします。	

指摘事項・内容	
(1) 出納事務について	
① 契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。	
B 契約日付や工期欄が記載されていない事例が見受けられた。	
・事務所屋根改修工事 1,137,689円 他2件	
原因	
失念や認識不足によるものと思われます。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
工事施工業者に確認し、日付の記載を行いました。	

指摘事項・内容	
(1) 出納事務について	
① 契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。	
C 契約日が修正テープで修正されている事例が見受けられた。	
・シャープデジタルカラー複合機 249,480円	
原因	
認識不足によるものと思われます。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
契約書の重要性を認識し、訂正の際は、二重線で抹消し、訂正印を押印するよう徹底しました。	

指 摘 事 項 ・ 内 容

(1) 出納事務について

① 契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。

D シルバー人材センターの公印が押印されていない事例が見受けられた。また、双方の代表者名が記載されておらず、契約時の起案が行われていなかった。

・シティナビタ広告掲出契約書 180,000円

原 因

失念や認識不足によるものと思われます。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

契約書を取り交わす際は、事前に伺いの起案を行い、記載漏れや押印漏れのないよう確認を徹底し、また契約先の代表者名等の確認も行うようにしました。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(1) 出納事務について

① 契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。

E 請書が見当たらなかった。

・窓口用封筒掲載広告 80,000円

原 因

認識不足により行っていませんでした。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

次回の契約より契約先に対し請書の発行を依頼するようにします。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(1) 出納事務について

② 郵便受払簿について、残枚数（70枚）と現物数（69枚）とに整合性がない事例や、使用されていないのに残枚数が減少している事例が、残枚数の計上誤りされている事例や、事務局長確認印の押印が漏れている事例が見受けられた。

原 因

失念により記録していなかったことがあったと思われます。また、記録する際に残枚数と現物数との確認を行わず、帳簿上で使用数を引いていたと思われます。さらに、使用せずとも減少させていた事例について、残枚数と現物を確認する時に、差異があった場合は現物数に合わせるために行っていたと思われます。事務局長の確認印の押印漏れは失念によるものと思われます。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

記録する際には毎回残枚数と現物数との確認を行うようにしました。また、管理者による確認を日々行うようにしました。

高 齢 対 策 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 所管課について
① 補助金の追加交付について、シルバー人材センターからの要望書の提出はなされているが、シルバー人材センター運営補書金交付要綱第6条で定められている事業計画変更承認申請書(様式第5号)等の提出がなされていない。なお、要望書は土地・建物賃借料の納付免除であり、補助金の追加交付の要望ではなかった。
原 因
「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第18号）」第4条第1号（普通財産の無償貸付又は減額貸付）が有るが、他の賃貸先団体との均衡が把握できず、追加交付という形式を取らざるを得なかった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
ご指摘のとおり、補助金の追加交付の根拠として、事業計画変更申請書が必要であり、賃借料の免除の代替えとするには無理がある。今後は規則、要綱に則った取扱いを行いたい。